

令和4年8月23日  
東日本高速道路株式会社  
東北支社秋田管理事務所

## **E7** 秋田自動車道 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC間(上り線) 緊急夜間通行止めの実施

NEXCO東日本秋田管理事務所(秋田県秋田市)は、**E7** 秋田自動車道 昭和男鹿半島(しようわおがはんとう)インターチェンジ(IC)⇒秋田北(あきたきた)IC間(上り線)において、舗装補修工事を行うため、下記のとおり緊急夜間通行止めを実施します。

そのため、お出かけの際には、時間にゆとりをもって出発いただくとともに、走行の際には国道7号等への迂回をお願いします。

高速道路をご利用されるお客さまには大変ご迷惑をおかけすることとなり申し訳ございませんが、高速道路を安全・快適にご利用いただくために必要な工事に、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

1. 通行止め区間 秋田自動車道 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC間(上り線)

(位置図)



2. 通行止め日時 令和4年8月23日(火) 21時～翌3時 【1夜間】

※天候等によって中止する場合がありますので、高速道路をご利用の際は「ドラとら」などのWebサイトより最新の情報をご確認いただきますようお願いいたします。

3. 迂回路 国道7号、県道56号、県道72号 (別添資料-1)

4. 作業内容 安全に走行していただける道路環境を維持するための舗装補修工事を実施します。



路面損傷状況

5. 通行止めに伴う乗継料金調整について (別添資料-2)

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまは、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」をします。

6. 交通情報の入手方法について

全国の高速道路の便利な情報が満載のサイト『ドラぷら』

【アドレス】 <https://www.driveplaza.com/>

高速道路の交通情報提供サービス『ドライブトラフィック(ドラとら)』

【アドレス】 リアルタイム情報 <https://www.drivetraffic.jp/>

工事規制情報 <https://www.drivetraffic.jp/construction-regulation>

NEXCO東日本お客さまセンター

24時間365日オペレーターが対応いたします。

【電話番号】 0570-024-024 または 03-5308-2424

日本道路交通情報センター(JARTIC)

【アドレス】 <https://www.jartic.or.jp/>

【電話番号】 全国共通ダイヤル 050-3369-6666 (携帯短縮ダイヤル#8011)

※全国どこからでも最寄りの情報センターに接続します。

秋田情報 050-3369-6605

東北地方高速情報 050-3369-6761

## ハイウェイラジオ

ハイウェイラジオ(AM1620kHz)

放送している区間は高速道路上の標識によりご案内しております。

※ツイッターの公式アカウント「NEXCO東日本(東北)」([@e\\_nexco\\_tohoku](https://twitter.com/e_nexco_tohoku))でも情報を配信しています。

秋田自動車道 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC間(上り線)夜間通行止め時迂回路

【通行止め区間・日時】

秋田自動車道 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC間(上り線)

令和4年8月23日(火) 21時～翌3時【1夜間】



地理院地図(国土地理院)(<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに、東日本高速道路株が加工

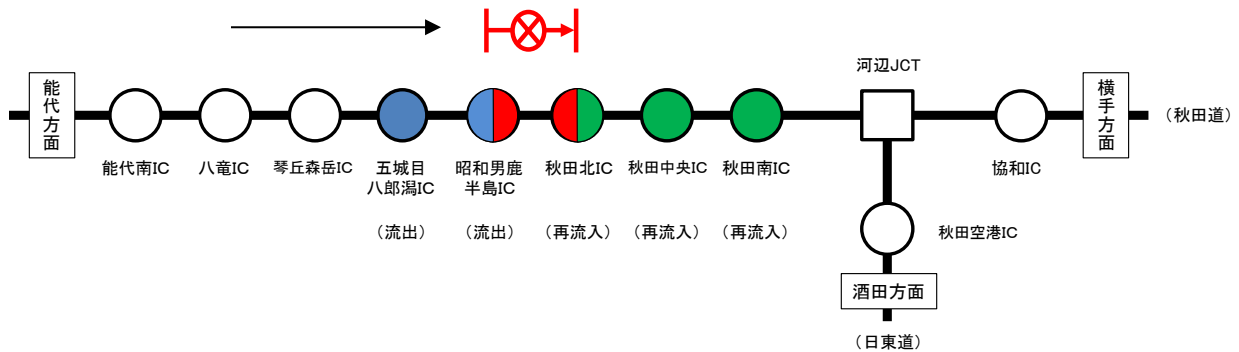
■ 迂回路比較

|             | 経路  | 距離      | 時間   |
|-------------|---|---------|------|
| 通常          | 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC  | 約9.4km  | 約10分 |
| 一般道<br>迂回経路 | 昭和男鹿半島IC⇒ <u>国道7号</u> ⇒ <u>県道56号</u> ⇒<br><u>県道72号</u> ⇒秋田北IC | 約19.5km | 約28分 |

## 乗継料金調整について(夜間通行止め区間)

乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

秋田自動車道 昭和男鹿半島IC⇒秋田北IC間(上り線)夜間通行止め時



## ◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。  
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡してください。

## ◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。
- 通行止め区間内のICで流出、もしくは通行止め解除後に再流入された場合も、乗継料金調整を行います。